



**第 63 号**

発行所  
相馬市中村字桜ヶ丘54-1  
(公社) 相双 法人会  
発行人  
只 野 裕 一  
編集  
広 報 委 員 会  
発行日  
令和3年1月29日

## 相双地区の復興のあゆみ



**相馬市・尾浜こども公園**

10月16日、津波で大きな被害を受けた尾浜地区だが、住民が集まる場所、子供たちが遊べる場所として新たにオープンした。



**南相馬市：ロボットテストフィールド**

福島イノベーション・コースト構想に基づき整備され、陸・海・空のフィールドロボットの開発実証拠点として、災害現場やインフラなど様々な使用環境を再現できる施設。

## 耐えるとき

会長 只野 裕一



皆様には、ご健勝にて新しい年をお迎えることと、お慶び申し上げます。

昨年発生しました新型コロナウイルスは、今なお収束が見いだせず、私達に多大なストレスと、経済へ打撃を与えています。

安倍政権にて緊急事態宣言が発せられ、企業に商店に制限がされて、学校は休校となり、世の中の仕組みが止まってしまいました。

その効果と相まって、日本人の公衆衛生と、自分を相手を守る道徳心が発揮され、コロナ感染者数は減少をした。

ところが、そのさなかの七月末から旅行料金を三割五分支援する「ゴー・ツー・トラベルキャンペーン」が始まった。

有識者は、片方で火を消そうと必死になつているのに、もう一方では火に油を注いでいる。と、ゴー・ツー・

トラベルを批判した。

その結果、十一月からコロナ感染者が急激に増加し、菅政権にて第二次緊急事態宣言が発せられた。

当初の東京、埼玉、千葉、神奈川に加えて、大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、福岡、栃木の十一都府県となった。その他、独自に規制を出す県もあり、経済への影響は第一次緊急事態宣言以上となりそうである。

頼みのワクチンは、定額給付金の手続と同じようになるようである。先ず、打つか打たないかのアンケートが来て、それに返事を出す。打つと返事を出した人には接種カードが送られてくる。ここまでで、三度の郵送のやり取りがある。

そして接種の医療機関場所、日時が知らされる。この一連の流れに一ヶ月は要するだろう。

各行政の準備体制と知恵比べになる。定額給付金のような遅れは許されない。

何事も、始まれば終わりがあつた。いまは、自己防衛、会社防衛、周辺防衛、コロナ収束までジツと耐え忍ぶときである。

## 新年のごあいさつ

相馬税務署長 齋藤 克巳



新年明けましておめでとございます。

令和三年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

相双法人会並びに会員の皆様には、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な困難に直面されている皆様に対し、心からお見舞申し上げます。国税当局としましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、引き続き、納税者の皆様の置かれた状況や心情に十分配慮し、柔軟に対応してまいりたいと考えております。さて、間もなく確定申告の時期を迎えます。令和二年分の確定申告期におきましては、申告書作成会場への来場者の削減のため、これまで以上に

e-Taxの利用を推進しつつ、社会的距離を確保した会場内レイアウトの構築や手指消毒薬の設置、入場時の検温など、感染防止策に万全を期すこととしております。

更に、会場内の「三密」を回避するため、例年より早い時期からの相談会場の開設や入場整理券の活用などの取組を実施することとしております。

相双法人会の皆様におかれましては、スマートフォン等を利用してe-Taxによる申告書の作成・提出並びに従業員や御家族への周知・広報について御協力を賜りたいと存じます。

また、インボイス制度については、令和五年十月一日からの導入に向け、本年十月一日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。事業者の皆様が、申請から通知までの登録申請手続をスムーズに行つていただけるよう必要な取組を行つてまいりますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年が、相双法人会ますますの御発展と会員の皆様の御繁栄の年となりますよう、心から祈念いたします。年頭の御挨拶とさせていただきます。

# 租税教室

今年も昨年に引き続き相双管内の多くの小学校から「租税教室を開催して欲しい」との要望を頂き、原町区の前町第一小学校から始まり、全8回・8校へ法人会の青年部会・女性部会の役員が講師として訪問する予定となっている。

当日は感染症対策を行い、税に関するアニメのDVDを見たり、一億円のレプリカに触れて見たりと普段の授業ではできないような体験をした。

## 租税教室日程

| 月日   | 学校名     | 講師名         |
|------|---------|-------------|
| 12/3 | 原町第一小学校 | 横山 英輝 齋藤 重宗 |



| 月日   | 学校名   | 講師名         |
|------|-------|-------------|
| 12/8 | 大甕小学校 | 熊川 喜仁 神谷 健二 |



| 月日    | 学校名     | 講師名                  |
|-------|---------|----------------------|
| 12/14 | 原町第三小学校 | 栗原三和子 齋藤 イネ<br>末永喜美子 |



| 月日    | 学校名   | 講師名         |
|-------|-------|-------------|
| 12/16 | 八沢小学校 | 高木 徳行 朝田 英謙 |



### 年末調整説明会

十一月十一日相馬市はまなす館、十一月十七日檜葉町Jヴィレッジにて、年末調整説明会を開催した。

現在、新型コロナウイルス感染拡大している状況の中ではあるが、今年度より様式の変更や控除額の変更があるため「税を考える週間」に合わせ開催した。

会場内では密を避けるため、入場者数の五十%以下に制限を設けた。また、換気の徹底、来場者のマスクの着用、消毒の義務を徹底した形での開催となった。

講師には、相馬税務署法人課税部門 佐々木統括官を招いた。

昨年度の税制改正によって、給与所得控除、基礎控除、扶養親族等の合計所得金額要件、ひとり親控除・寡婦控



除などが変更になった。また、例年の記入様式なども異なる箇所について参加者へ記入方法などを適宜説明頂いた。

今年度の年末調整説明会には、はまなす館には七十八名、Jヴィレッジには二十六名が参加した。



### 飯館支部秋祭り



十月二十六日いたて村秋祭りへ、飯館支部が参加した。

現在はコロナ禍の中であり、感染症対策など今までとは異なる環境での開催となった。

当日はなるべく距離をとりながら税の風船配りを行った。普段外出できなかったためか、例年よりも人出が多く、有意義に税の啓発活動を行えた。



### 新地支部視察研修会

山形県飽海郡遊佐町

新地支部では、十一月十三日〜十四日にかけて遊佐町へ視察研修に向かった。

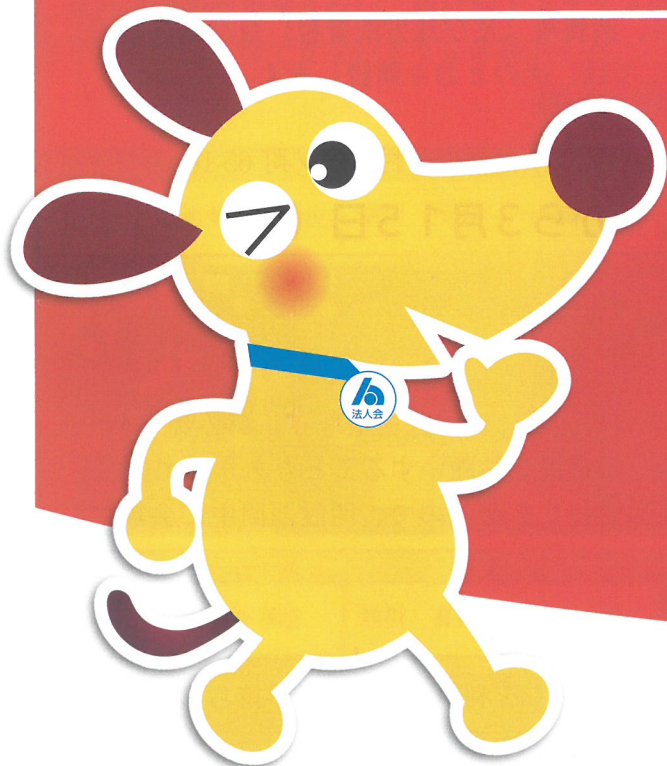
今回の研修では、遊佐町が平成二十九年よりおこなっている、「空き家再生地域おこしプロジェクト」の現状を視察した。

遊佐町では、近年増加する空き家を利用し、新規の事業者などに貸し出し、町の雇用場所の確保、移住・定住者の確保を目指している。

相双地区でも、今後人口減少に伴い空き家が増えてくることが予想される。新地支部では、今回の研修を踏まえ、町の空き家対策に生かしていきたい。



# 消費税の期限内納付を 忘れずに。



● 消費税には申告・納付期限<sup>(※1)</sup>があります。

● 申告・納付にはe-Taxが利用できます。

● 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※2)</sup>。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※3)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署(徴収担当)へご相談ください。<sup>(※4)</sup>

| 直前の課税期間の確定消費税額 <sup>(※3)</sup> | 申告・納付回数                            |
|--------------------------------|------------------------------------|
| 4,800万円超                       | 年12回(確定申告1回、中間申告11回)               |
| 400万円超4,800万円以下                | 年4回(確定申告1回、中間申告3回)                 |
| 48万円超400万円以下                   | 年2回(確定申告1回、中間申告1回)                 |
| 48万円以下                         | 年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※5)</sup> |

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

# 相馬税務署からのお知らせ

## 1 令和2年分の所得税等の確定申告書作成会場について

令和2年分の所得税（及び復興特別所得税）、消費税（及び地方消費税）及び贈与税の確定申告期における申告書作成会場につきましては、次のとおり開設します。

- 開設場所 **『相馬市振興ビル6階』** (JR 相馬駅前) 相馬市中村字塚ノ町 65-16
- 開設期間 **令和3年2月1日(月) から3月15日(月)**  
《土・日・祝日を除く》
- 開設時間 **午前9時から午後4時**

※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。  
※「**入場整理券**」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。  
※税務署内には、申告書作成会場を設置しておりませんので、開設期間中に会場にお越しください。

## 2 スマホで確定申告！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、お手持ちのスマートフォン・タブレットで、所得税の確定申告書が作成できます。

### ○マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用して申告！

### ○ID・パスワード方式

IDとパスワードを取得して申告！

※IDとパスワードの発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

※申告内容によっては、ご利用いただけない場合もあります。

なお、従来どおり「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成・印刷し、税務署へ郵送等により提出することもできます。[国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

## 3 確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です。

税務署に所得税等の確定申告書を提出する都度、マイナンバーの記載と本人確認書類（番号と身元の確認できるもの）の提示または写しを添付していただく必要があります。

### ○マイナンバーカード（番号確認と身元確認）

### ○通知カード（番号確認）+ 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）

※申告書作成会場においでになる際は、本人確認書類の持参をお願いいたします。

※「通知カード」は令和2年5月に廃止されていますが、記載された住所・氏名などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※確定申告書を郵送する場合は、本人確認書類の写しの添付をお願いいたします。

# 申告書作成会場への来場を検討されている方へ

感染リスクを軽減するため以下の取組を行っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

～ 来場は、最少人数でお願いいたします ～

## ！ 入場整理券が必要です！

申告書作成会場の混雑緩和のため、申告書作成会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付方法は2通りあります。

**申告書作成会場で  
当日配付**

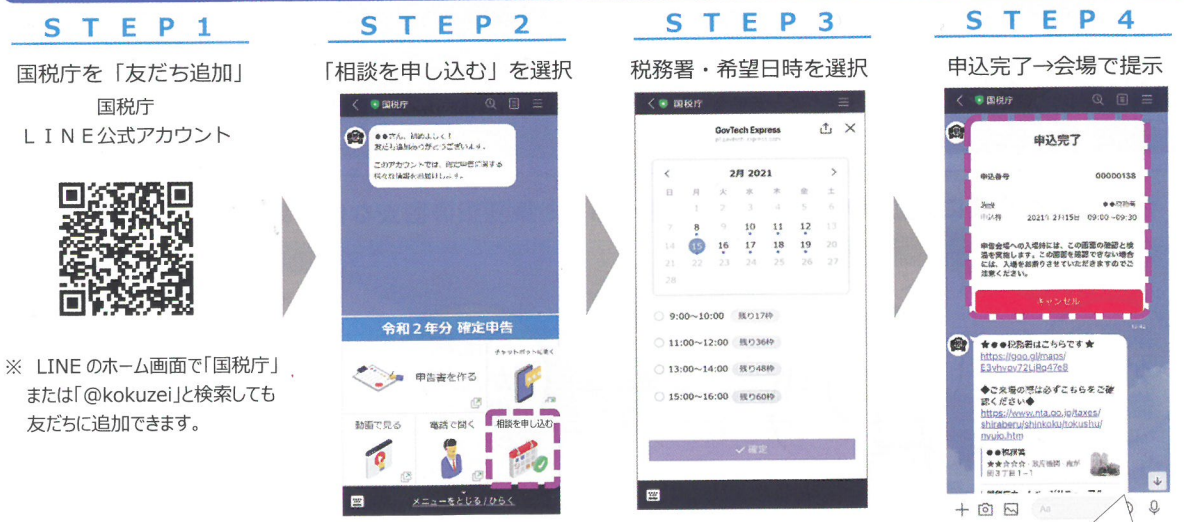
※ 入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

又は

**オンラインで  
事前発行**

※ LINE アプリを利用します。詳しくは、下の「入場整理券は国税庁 LINE 公式アカウントからも取得できます」を参照してください。

## 入場整理券は国税庁 LINE 公式アカウントからも取得できます



- STEP 1** LINE アプリから国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加
- STEP 2** 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択
- STEP 3** 税務署や来場希望日時を選択
- STEP 4** 内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すれば OK

入場時にはこの画面をご提示ください

※ 開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

## ！ 感染症対策のお願い

来場の際は、**マスクの着用**及び**検温**の実施にご協力をお願いいたします。37.5 度以上の発熱が認められる場合等は、入場をお断りさせていただきます。

法人会会員のみなさまに

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

# keep moving forward

数多の人を繋いだ道。  
これからも前進を。

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。  
想いをつないで50年。これまでも、これからも企業の繁栄を  
サポートしつづける経営者大型総合保障制度です。

**DJIDO** 大同生命保険株式会社

郡山支社 相双営業所/  
福島県南相馬市原町区旭町4-91-17(あいおいニッセイ同和損保原町ビル3F)  
TEL 0244-24-2646

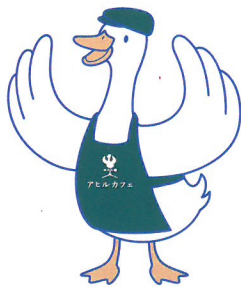
**AIG** AIG損害保険株式会社

仙台支店/  
宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル4F)  
TEL 022-221-2532

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む

病気や  
ケガの  
備えに

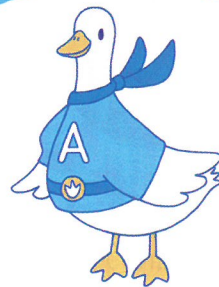


ライフステージの変化に

ちゃんと応える  
医療保険 **EVER**

心配な  
「がん」の  
備えに

**NEW**



**NEW!**

アフラックの  
生きるためのがん保険  
**ALL-in**

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。  
◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。

**Aflac** アフラック

郡山支社 〒963-8005 福島県郡山市清水台2-13-23 郡山第一ビル5F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は  
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



**No.1**

アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数

令和元年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度